

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>									
部会長	<p>皆様、おはようございます。このところ連日の猛暑で、皆様方もお疲れのことと思いますけれども、今日のご出席いただき有難うございます。ただいまから、第 717 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の南委員さん、東中島地区の山田委員さんのお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 9 号まで、9 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 6 月 27 日から 7 月 25 日までに専決処理した案件は 8 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 8 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、すべて住宅用地で、転用面積 3,549 m²となっております。</p> <p>以上でございます。</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 6 月 27 日から 7 月 25 日までに専決処理した案件は 21 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 21 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1883 1034 2000"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>17 件</td> <td>9,998 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>1 件</td> <td>587 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>3 件</td> <td>2,632 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>以上でございます。</p>	住宅用地	17 件	9,998 m ²	商工業用地	1 件	587 m ²	公的用地	3 件	2,632 m ²
住宅用地	17 件	9,998 m ²								
商工業用地	1 件	587 m ²								
公的用地	3 件	2,632 m ²								

部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第2号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第3号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それではご報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件5条許可申請にて売り渡すとしております。離作補償給付金を支払うとしております。 2番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 3番、本件は基盤許可促進法により、平成24年11月1日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 4番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件3条許可申請にて売り渡すとしております。離作補償はないとしております。 5番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件5条許可申請にて転用するとしております。離作補償給付金を支払うとしております。 6番、本件は農地法第3条許可により、平成27年5月11日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件5条許可申請にて転用するとしております。離作補償はないとしております。 以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 ただいま第3号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 次に、第4号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。 なおここで田中委員さんをお願いをいたします。4号議案の10番につきまして、田中委員さんご自身の案件でありますため、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限の規定に該当いたしますので、</p>

<p>事務局 (渡部主幹)</p>	<p>ご着席のままで結構ですが、退席の形をとらせていただきますので議事に参与させないようお願いいたしまして、第4号議案の審議に入ります。</p> <p>第4号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明をお願いします。</p> <p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、2番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。譲受人の高岡さんは、農地約23アールを耕作する農業者でございます。この度、耕作地に近く耕作便利な本申請地を借り受け及び小作地解放により取得し、農業経営に精進するものでございます。なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>3番、譲受人の戒能さんは、農地約34アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人の林さんは、農地約34アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に隣接する耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。</p> <p>5番、6番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。譲受人の広藤さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を取得、及び、借り受け、新たに農業経営を始めようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>7番、譲受人の杉ノ内さんは、農地約92アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人の西山さんは、農地約40アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業に精進するものでございます。</p> <p>9番、譲受人の高橋さんは、農地約53アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。</p> <p>10番、譲受人の田中さんは、農地約179アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず、1番、2番は併用案件であります。小野地区でありますので、永田委員さんからお願いします。</p>
<p>永田委員</p>	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先程事務局から説明がありましたように、譲受人の高岡敏夫さんは農地2,304㎡を耕作する農家であります。</p> <p>今般、第4号議案1番を譲り受け、同議案2番を借受けて、取得後30アールとし経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。また、当申請地につきましても、従来通りの耕作形態で近隣農家</p>

部会長	<p>との協調を図りながら耕作するという事で、農業に対する意欲、経験が十分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。 次に5番、6番も併用案件でありまして久谷地区でありますので、池田委員さんからお願いします。</p>
池田(友)委員	<p>それではご説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の廣藤さんは、東方町に居住しており、この度、久谷地区にて農地を取得し、また父親より農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。 地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、父親から営農指導を受け、農作業暦は24年と経験豊富であり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。 なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、第4号議案につきまして、事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。 本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、第5号議案、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご説明いたします。 1番、本件申請人は、農地約12aを耕作する農業者でございますが、昭和55年当時、居宅が手狭であったことから、農地法の許可を得ず、申請地へ農家住宅を増築していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。 2番、本件申請人は、定年退職後、嘱託社員として勤務する兼業農家でございますが、この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 3番、本件申請人は、農地約1.3haを耕作する兼業農家でございますが、この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 4番、本件申請人は、3番と同一人でございますが、平成3年当時、居宅敷地が手狭であったことから、農地法の許可を得ず、申請地を敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小</p>

	<p>集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま第5号議案について事務局から説明がありました。 本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なおこの件につきましては県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。 次に、第6号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>それではご説明いたします。 1番、本件受人は、各種福祉事業を行う社会福祉法人でございますが、この度、本申請地を取得し、保育園を開設したいとしており、国の補助金も内示済みで、都市計画法上の開発許可も許可見込みとなっております。 なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。 2番、本件受人は、現在分譲マンションに家族4名で居住しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、この度、マンションを売却し、本申請地を祖父より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 3番、本件受人は、市内恵原町に居住しておりますが、この度、安定した新たな収入の確保を図るため、本申請地を父親より借受け、太陽光発電施設を設置したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 4番、本件受人は、測量業務、不動産の管理、売電事業を主な業務とする法人でございますが、平成27年12月に許可を受け設置した太陽光発電施設に隣接する本申請地を取得し、維持管理に必要な清掃用具等の露天資材置場として利用したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。 5番、本件受人は、自動車の販売、修理を主な業務とする法人でございますが、既存事業所の駐車場が手狭なことから、今回、本申請地を取得し、従業員用の露天駐車場として利用したいとしております。 なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。 6番、本件受人は、運送業を主な業務とする法人でございますが、この度、事業所から遠く管理も難しい既存の車両置場を返還し、新たに本申請地を取得し、トレーラー、各種運搬車両の露天駐車場として利用し</p>

	<p>たいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10h a 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が 1000 m²以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>7 番、本件受人は、土木、建築、管工事を主な業務とする法人でございますが、事業量の増加により、既存の資材置場及び駐車場が手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として利用したいとしており、農用地区域除外のための農振法第 11 条公告済みとなっております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、J R 柳原駅から概ね 500m 以内にあることから第 2 種農地と判断されます</p> <p>本件は、申請面積が 1000 m²以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。ただいま第 6 号議案について、事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず、1 番は小野地区でありますので、永田委員さんからお願いします。</p>
永田委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、泰斗福社会は、社会福祉施設等の運営を行っている社会福祉法人です。この度、待機児童が多いが、保育施設の少ない小野地区において、新規保育園の開設を行い、待機児童の削減を図るため、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に 6 番は余土地区でありますので、池田委員さんからお願いします。</p>
池田(功)委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の有限会社 山内陸送は、車両運送業を営む法人であります。</p> <p>この度、業務の効率化を図るべく、市内 2 ヲ所に賃借している車両置場を返却し、一本化するため、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除や車両運行上の安全管理もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に 7 番は河野地区でありますので、中川委員さんからお願いします。</p>
中川委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の「有限会社 大谷総業」は建築工事で使用する仮設の足場等の組み立てを主な業務とする法人であります。</p> <p>今般、既存の露天資材置場が不足し、業務に支障をきたしており、申</p>

	<p>請に至ったものであります。転用による周辺地域への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、第6号議案につきまして、事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。 本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。なお、この案件につきましては県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付いたします。 次に第7号議案、平成28年度 第5号 農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (永野副主幹)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。 本日の案件18件の内、使用貸借権の設定が15件、所有権移転の設定が3件となっており、設定総面積は、合計35,155.30㎡でございます。その内訳は、新規が45筆、更新2筆、所有権移転が4筆となっています。 番号1の譲り受け人は、約33アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号2、番号3の譲り受け人は、約25アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号4、番号5、番号6の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の1つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に11月頃正式に転貸される予定です。 番号7、番号8、番号9の譲り受け人は、約22アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号10から番号14の譲り受け人は、約345アールを耕作する農業者で新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号15、17ページの番号17、番号18の譲り受け人は、いちごの観光農園経営を主たる事業とする農地所有適格法人であり、今回新たに法人の代表者から農地を借り受け、あわせて周辺の農地を売買により取得し、経営の安定を図るとしております。 番号16の譲り受け人は、約109アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、平成28年8月16日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p>

	以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
部会長	はい。ありがとうございます。ただいま第8号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
白石委員	ちょっといいですか。
部会長	はい、白石委員。
白石委員	今、7号議案でね番号2の譲受人で川本恵さんがございますね。この方は川本正さんから譲り受けて、それでまた3番で大政正人さんから譲り受けたら耕作者として面積はいくらになるんですか。
部会長	5反程度になるんですかね。
白石委員	5反程度じゃない。はっきりとした面積の数字を。
部会長	ちょっと計算をしてください。 はい、事務局。事務局答えてください。
事務局 (上岡主事)	5,094.67㎡の経営面積です。
白石委員	ちごうとろうが。この川本正さんから5筆いただくでしょ。譲受の面積が。12ページの1,332㎡、127㎡、476㎡。それと、次の13ページの13㎡、55㎡、それと70㎡を足していくらになりますか。
事務局 (上岡主事)	これは川本恵さん、川本正さんの農家の経営面積ということでございまして、この中にもう一人。
白石委員	譲り渡さんの？譲受人は川本恵さんじゃないの？
事務局 (上岡主事)	川本恵さんの世帯の中に、川本美紀さんという方がいらっしゃいました。
白石委員	はやから、恵さんに譲り渡すんじゃないの？
事務局 (上岡主事)	そうです。正さんから恵さんに貸されるということで申し出がありません。
白石委員	そこがわからん。恵さんに渡すようになって。議案書に。
事務局 (上岡主事)	使用貸借で貸すと。
白石委員	使用貸借にもほじゃけども、恵さんの農家の経営者が大事じゃ言いよるんじゃないから、この川本恵さんで全部これ渡すんでしょ？経営するんでしょ？
事務局 (上岡主事)	そうです。恵さんが経営主となって、後継者となってですね。

白石委員	ほたら、全部これ単独恵さんの耕作面積になるんでしょ？
事務局 (上岡主事)	このですね川本恵さんの世帯に、すいません、もうおひとり川本正さんの奥様にあたられるんですけど川本美紀さんがいて。
白石委員	誰でもいいから経営主は1人でしょ？代表者は。
事務局 (上岡主事)	そうです。はい。
白石委員	はやから、川本恵さんの経営面積というのは、この一番上を見たらわかるでしょ？譲渡人、譲受人とでとるでしょ？
事務局 (上岡主事)	そうです。はい。
白石委員	それで、川本恵さんは2,516.67㎡あるでしょ？最初に。それプラス、今後、譲り渡す面積がこれでしょ？これ足したらええんでしょ？
事務局 (上岡主事)	そうです。はい。2,516.67㎡足すことの2,578㎡という計算でかまいません。
白石委員	それを足してて合わんから、今朝言うといた。
事務局 (上岡主事)	少々お待ちください。
白石委員	全然合わん。
事務局 (藤久次長)	一連の流れをきちっと説明したらどう？
事務局 (上岡主事)	そうですね。失礼しました。 まず川本恵さんの経営面積ということですね、説明がこの議案書だけでは分かりづらい部分があるので申し訳ないんですけども。
白石委員	はやから、受けんのなら受けんののでここに載せたらいかんのよ。
事務局 (上岡主事)	これがですね、農家世帯としての経営面積がここには記載されていて、川本恵さんと同世帯に川本正さんの奥様、川本美紀様という方がいらっしゃいます。
白石委員	おるんはかまわんのよ。何人でも家族はのせるんじゃないのか？この農家は誰かと1人のせるんよ。経営主を。松山市の農業委員会で3反と認めているのは1人でしょ？
事務局 (上岡主事)	農家です。農家の経営面積で3反と認識をしております。

白石委員	認めとるんやろ？そこにずっと渡しよったろ？
事務局 (上岡主事)	この中にですね、正さんの奥様がいらっしやいまして、農家の経営面積が。
白石委員	そうやったら渡さんでええんよ。
松下委員	すいません。家庭の事情とか、なんとかでそれで奥さんに渡さんといかんとかたちのことがあるんだったらそれをちゃんと説明せんと。
白石委員	おかしいことを言うよ。ここに載せんでええんじゃないか。
事務局 (上岡主事)	これがですね、440 m ² ほどズレがでるのじゃないかというお話だと思います。
白石委員	いやいや、それよ。ここに載せんでよかろうと言ひよるんよ。議案書に載せとる以上は、全部渡すと。渡さんのやったら載せんでも。
事務局 (上岡主事)	川本さんの世帯ということですね、合計面積が。
白石委員	世帯の分まで書かんで必要なかろう？渡すのに。別世帯に。
事務局 (上岡主事)	経営面積の考え方が農家世帯単位ですので、その数値が印字されているということになります。
白石委員	それ、おかしいんじやが。そんなんだったら。
事務局 (上岡主事)	3条も個人で3反という縛りではなくてですね、世帯で3反というふうにとらえております。
白石委員	世帯で3反？
事務局 (上岡主事)	その農家世帯を一つの単位としてみて、それで3反以上となるかどうかという考え方で。
白石委員	家族が3人おったら、3人とも1反ずつでも3反でええの？名前が違っていても。
事務局 (上岡主事)	農家世帯としては3反の経営面積の農家世帯というふうに理解しております。
白石委員	1人じゃないの？ここへ出るときは。ほたら、1反ずつでも3反？
事務局 (上岡主事)	そうですね。農家で見ると3反です。
白石委員	それはおかしいわ。そんな話ない。それ農業委員会で基本的に判断することや。資格が違うわ、全然。その話が違うぞ。こらえへんぞ。

事務局 (藤久次長)	農地法の説明をおしや。
白石委員	農地法の説明そんなことじゃない。
事務局 (藤久次長)	農地法 3 条に規定されておろうがね、世帯員。
事務局 (上岡主事)	はい。
白石委員	一世帯 3 反か 5 反かて今、言いよった。5 反を 3 反にしたんじゃ。一世帯。
事務局 (上岡主事)	そうです。世帯員ということで。
白石委員	誰の名前じゃろうがそうよ。相続してないのもしとんのもあるんよ。
事務局 (上岡主事)	はい。
白石委員	大ごとになるよ。そんなことをしたら。全部間違いが起きるで。一世帯ぞよ。
事務局 (上岡主事)	そうです。世帯で。
白石委員	非農家で何人おるやらわからん。分けたりしたらわやくそになる。
事務局 (上岡主事)	個人の経営面積というのでなくて、世帯で。
白石委員	個人なんかで分けてしまったら、ないなってしまう。
事務局 (藤久次長)	すいません、白石委員さん。ちょっと、まずは一連の流れを説明させていただけんですか。
白石委員	一連の流れをほじゃけど、そうじゃろうがね。基本的なことよ。農業委員会として。
松下委員	聞かんかいや。事務局の説明は。
事務局 (藤久次長)	ひとつひとつ区切らずに一連の流れを説明させていただきませんか？
白石委員	おうおう、説明してくれ。

<p>事務局 (上岡主事)</p>	<p>こちらですね、農業経営基盤強化促進法ではあるんですけども、その審査にあたっては農地法3条の要件とですね照らし合わせて、そこと齟齬がないように3反を超えるかどうかというところですね、審査をするのがひとつあります。その3反というのが下限面積要件ですね。その農家世帯でもって経営面積が3反を上回る、3反以上でなければ3条の許可を出しかねるといような規定があるのはご承知のとおりかと思えます。</p>
<p>白石委員</p>	<p>大ごとになるぞ。それが違うんぞ。今日はわしも。</p>
<p>松下委員</p>	<p>聞かんかい。最後まで。</p>
<p>白石委員</p>	<p>話してみいや。違っていたら、どうもせんぞ。</p>
<p>事務局 (上岡主事)</p>	<p>その観点からですね、この川本恵さんの農家世帯の経営面積、これが川本恵さんの世帯はですね3人の世帯です。川本正さん、川本美紀さん、川本恵さんの世帯なんですけれども。この川本美紀さんの経営面積が含まれるためにですね、川本さんの世帯の経営面積が2,516.67㎡ということで誤差が出ているわけです。なので奥様は、そのまま自分の農地を経営していると。そして旦那様は娘さんに農地を全て貸し付けるというような内容なので、全ての数値を足したところで、こちらで申し上げた5094.67㎡、これにならないというよう説明をさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>白石委員</p>	<p>いかんの。それは大ごとになるよ。そんなことをしたら。</p>
<p>松下委員</p>	<p>ちょっといいですか？</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、松下委員。</p>
<p>松下委員</p>	<p>はい、すみません。 あの、いま家族かそれとも個人かという話になつとると思うんですが農地法はどのようになっているんですか？それだけ教えてください。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (上岡主事)</p>	<p>農地法は世帯で考えるというふうに答えさせていただければ。世帯員等の経営面積を基準にいたします。</p>
<p>松下委員</p>	<p>すみません。家庭内のそれぞれの事情があっても、そうなんですか？</p>
<p>事務局 (上岡主事)</p>	<p>これが例えば世帯が分かれておるであるとかでしたら、その原因ですね、片方の方は例えば全く農業に従事しないというふうになり得る場合、これは世帯員等に含められないというふうになりますので、世帯が分かれていれば当然に同じ世帯ではないという考え方があります。逆に世帯が別でもですね、ご一緒に農家をされているという事情があれば、世帯員等として2つの世帯を合算して考える場合もありますので、全ては一概にとは言えないんですけども、この川本さんの案件についてはそういった特別なケースには当てはまらないと、同一の世帯で考えられるケースです。</p>

松下委員	それ地区審査では、ちゃんとそれぞれきれいに説明してあるの？
事務局 (上岡主事)	失礼します。こちら基盤強化促進法については地区審査を開催せず行っておりまして、これが松山市長の公告でもってですね効果が発生するということですので、地区審査を行っておりません。
松下委員	それで農業委員会の今までの事務局としては、白石委員が指摘しよるような問題では農業委員会はやっていけるわけ？
白石委員	わかってないんやが。
松下委員	やっていけるわけ？
事務局 (上岡主事)	3条の。はい、あの。
白石委員	わかってないんやが。
松下委員	しゃんと聞いてください。それならもう。
部会長	白石委員、よろしいですか？
白石委員	いや、ほたら聞くがな。この川本恵さんの農地はこの下に大政正人さんと出とろう。これを足したらどうなるの？
事務局 (上岡主事)	これを足すと、2,578 m ² の経営面積の拡大ということになりますので川本さんの世帯でみれば5,094.67 m ² の経営面積の農家になると。
白石委員	全然合わんの。それはとんでもないことになるで。それはとんでもない。
松下委員	とんでもない、とんでもないとうめきみたいなことを言わんな。要するに事務局の方で地元の委員さんと色々調べた結果、事務局の中でOKという話になっとるんやろ？
事務局 (上岡主事)	そうです。川本さんの世帯の経営面積が2,516.67 m ² ということで確認をしております。
松下委員	別世帯なんやな？あと個人での。
事務局 (上岡主事)	奥様が所有している農地があるのでですね、正さん恵さんだけではなくて、そこに正さんの奥様の面積が入っているのが誤差になっているということなんです。
松下委員	ええやないか。それやったら。別世帯やったら別世帯で。別で経営するんやろ？
事務局 (上岡主事)	そういうふうに考えます。
白石委員	もう1回聞きますがね。

部会長	はい、白石委員。
白石委員	12 ページと 13 ページの経営面積の一番上段の浮穴のところへ譲渡人と譲受人があるでしょ？ここへ川本正さんと川本恵さんに両方同じ面積を載せとらいね。こういうふうに載せるん？
事務局 (上岡主事)	これはそうですね。同世帯で世帯内借入である場合はこういうような表示の方法になります。世帯の中のお父さんが娘さんに貸されるということであれば、世帯の経営面積は変わりませんので同じ数字が出ます。
松下委員	大ごとになるんかいね？
白石委員	ほたら何も言うことはない。
松下委員	大ごとにならんのやったらお断りせい。
白石委員	おかしい。
松下委員	大ごとになるやならんのやったら、ちゃんとやらんと。ほんで。
白石委員	ちゃんと載つとるんじゃったら、事務局がおかしい。
松下委員	部会長、次にいきましょう。
部会長	白石委員、また数値的なことですね、計算機を事務局がたたくような場所があればたたいてもいいから、本件はこの場で了解をしていただきたいと思います。ほかにございませんか。
委員一同	異議なし。
部会長	はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、第 8 号議案、農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (永野副主幹)	それでは、ご説明いたします。 この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。 7 月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの 24 筆をご審議いただきました。これに関しては平成 28 年 7 月 15 日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。 総面積は合計 12,672.00 m ² 、24 筆、全て使用貸借権です。 この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後、県が認可し、9 月中旬の公告という流れになっています。その

	<p>ため、10月頃福井氏、藤岡氏、山岡氏、俊成氏、濱田氏に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第8号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第9号議案 農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それではご報告いたします。</p> <p>平成28年6月27日から7月25日までに専決処理した案件は22件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら22件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第9号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案9件の議案審議は全て終了いたしました。ここで委員さん方、何かご意見などございませんか。</p>
委員一同	<p>(意見なし)</p>
部会長	<p>ないようでしたら、事務局から連絡事項がありますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>事務局から3点、連絡事項がございます。先日皆様に郵送でご連絡させていただきました「平成28年度市町農業委員等研修会」についてですが、ご出席される方は、8月15日の月曜日までに事務局にご連絡ください。本日出席することがお決まりの方がいらっしゃいましたら、部会終了後に私までご連絡ください。研修会の日程は、8月31日の水曜日の13時から16時半で、場所は道後の「にぎたつ会館」となっております。</p> <p>続きまして2点目ですが、手元に今年度の「2016年度の農業委員業務必携」と手帳をお配りしておりますので、農業委員活動の参考にお使ってください。</p> <p>続きまして3点目ですが、今年度の農業委員視察研修につきましては、以前、農地部会や総会でアンケート用紙をお配りし、視察先等のご希望をお伺いしました。日程につきましては、11月1日2日、あるいは翌週の7日8日、視察先は山口か岡山で調整中です。なお、日程、視察先が決定しましたら後日ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

部会長

事務局
(松木局長)

部会長

はい、ありがとうございました。事務局ほかにはないですか。

はい、次回の農地部会でございますが、9月7日の水曜日を予定しております。よろしく申し上げます。

はい、ありがとうございました。それでは、事務局からの連絡事項も以上ですのでこれで終了いたします。以上で第717回農地部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11 時 18 分閉会

